

平成 2 9 年度

白 石 市 予 算 書

白 石 市

目 次

1. 白石市一般会計 2
2. 白石市国民健康保険特別会計 8
3. 白石市介護保険特別会計 1 1
4. 白石市後期高齢者医療特別会計 1 4
5. 白石市水道事業会計 1 6
6. 白石市下水道事業会計 1 9

第 3 1 号議案

平成 2 9 年度白石市一般会計予算

平成 2 9 年度白石市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,415,823千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		3,734,281
	1 市 民 税	1,461,817
	2 固 定 資 産 税	1,772,611
	3 軽 自 動 車 税	103,984
	4 市 た ば こ 税	251,539
	5 特 別 土 地 保 有 税	10
	6 入 湯 税	8,110
	7 都 市 計 画 税	136,210
2 地 方 譲 与 税		172,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	51,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	121,000
3 利 子 割 交 付 金		1,800
	1 利 子 割 交 付 金	1,800
4 配 当 割 交 付 金		8,500
	1 配 当 割 交 付 金	8,500
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		7,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	7,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		543,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	543,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		7,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	7,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		42,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	42,000
9 地 方 特 例 交 付 金		14,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	14,000
10 地 方 交 付 税		4,150,000
	1 地 方 交 付 税	4,150,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		4,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金		133,225
	1 負 担 金	133,225
13 使 用 料 及 び 手 数 料		195,545
	1 使 用 料	176,208
	2 手 数 料	19,337

(単位：千円)

款	項	金額
14 国庫支出金		1,858,380
	1 国庫負担金	1,240,371
	2 国庫補助金	606,592
	3 国庫委託金	11,417
15 県支出金		765,966
	1 県負担金	502,978
	2 県補助金	175,018
	3 県委託金	87,970
16 財産収入		8,366
	1 財産運用収入	8,264
	2 財産売却収入	102
17 寄附金		77,353
	1 寄附金	77,353
18 繰入金		2,324,864
	1 基金繰入金	2,324,864
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		499,042
	1 延滞金、加算金及び過料	6,001
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	267,087
	4 受託事業収入	10,315
	5 雑収入	215,638
21 市債		869,500
	1 市債	869,500
歳入	合計	15,415,823

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		178,285
	1 議 会 費	178,285
2 総 務 費		2,061,494
	1 総 務 管 理 費	1,596,341
	2 徴 税 費	258,964
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	138,903
	4 選 挙 費	38,519
	5 統 計 調 査 費	11,279
	6 監 査 委 員 費	17,488
3 民 生 費		4,971,364
	1 社 会 福 祉 費	2,642,808
	2 児 童 福 祉 費	1,770,877
	3 生 活 保 護 費	553,043
	4 災 害 救 助 費	4,636
4 衛 生 費		2,220,390
	1 保 健 衛 生 費	2,000,415
	2 清 掃 費	219,975
5 労 働 費		5,822
	1 労 働 諸 費	5,822
6 農 林 水 産 業 費		332,936
	1 農 業 費	235,418
	2 林 業 費	97,518
7 商 工 費		937,903
	1 商 工 費	937,903
8 土 木 費		1,668,016
	1 土 木 管 理 費	26,092
	2 道 路 橋 梁 費	378,661
	3 河 川 費	8,079
	4 都 市 計 画 費	1,151,716
	5 住 宅 費	103,468

(単位：千円)

款	項	金額
9 消 防 費		474,681
	1 消 防 費	474,681
10 教 育 費		1,295,085
	1 教 育 総 務 費	246,775
	2 小 学 校 費	223,138
	3 中 学 校 費	166,044
	4 幼 稚 園 費	130,547
	5 社 会 教 育 費	213,689
	6 保 健 体 育 費	314,892
11 災 害 復 旧 費		3,487
	1 農 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 公 共 土 木 施 設 等 災 害 復 旧 費	3,485
12 公 債 費		1,251,111
	1 公 債 費	1,251,111
13 予 備 費		15,249
	1 予 備 費	15,249
歳 出	合 計	15,415,823

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
宮城県・市町村共同電子申請サービス負担金(平成26年度分) (平成29年度追加分)	平成29年度から平成31年度まで	55
農業経営基盤強化資金利子補給補助金(平成29年度分)	平成30年度から平成33年度まで	290
農業災害対策資金利子補給補助金(平成29年度分)	平成30年度から平成35年度まで	1,041
担い手育成資金利子補給補助金(平成29年度分)	平成30年度から平成38年度まで	224
企業立地投資奨励金(平成29年度分)	平成30年度から平成33年度まで	120,000
中小企業振興資金融資損失補償(平成29年度分)	平成30年度から平成42年度まで	融資預託額の10/100に相当する金額の損失補償

第3表

地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	借入利率	償還の方法
災害援護資金貸付金	3,400	普通貸借 又は、 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
農業施設整備事業	4,000			
白石スキー場整備事業	96,400			
地方道路整備事業	115,200			
都市計画街路事業	35,900			
公園施設長寿命化対策支援事業	99,000			
消防施設整備事業	15,600			
臨時財政対策債	500,000			
合 計	869,500			

第 3 2 号議案

平成 2 9 年度白石市国民健康保険特別会計予算

平成 2 9 年度白石市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,493,411 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		647,104
	1 国民健康保険税	647,104
2 使用料及び手数料		801
	1 手数料	801
3 国庫支出金		923,839
	1 国庫負担金	691,906
	2 国庫補助金	231,933
4 療養給付費交付金		162,377
	1 療養給付費交付金	162,377
5 前期高齢者交付金		1,246,434
	1 前期高齢者交付金	1,246,434
6 県支出金		220,825
	1 県負担金	35,515
	2 県補助金	185,310
7 共同事業交付金		877,542
	1 共同事業交付金	877,542
8 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
9 繰入金		408,362
	1 一般会計繰入金	328,362
	2 財政調整基金繰入金	80,000
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		6,125
	1 延滞金、加算金及び過料	4,412
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	1
	4 雑収入	1,711
歳入合計		4,493,411

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		23,554
	1 総務管理費	11,147
	2 徴税費	11,962
	3 運営協議会費	10
	4 趣旨普及費	435
2 保険給付費		2,871,976
	1 療養諸費	2,487,500
	2 高額療養費	370,350
	3 移送費	120
	4 出産育児諸費	10,506
	5 葬祭諸費	3,500
3 後期高齢者支援金等		449,327
	1 後期高齢者支援金等	449,327
4 前期高齢者納付金等		417
	1 前期高齢者納付金等	417
5 老人保健拠出金		81
	1 老人保健拠出金	81
6 介護納付金		204,353
	1 介護納付金	204,353
7 共同事業拠出金		877,546
	1 共同事業拠出金	877,546
8 保健事業費		50,191
	1 特定健康診査等事業費	31,128
	2 保健事業費	19,063
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 公債費		1
	1 公債費	1
11 諸支出金		9,100
	1 償還金及び還付加算金	9,100
12 予備費		6,864
	1 予備費	6,864
歳出	合計	4,493,411

第 3 3 号議案

平成 2 9 年度白石市介護保険特別会計予算

平成 2 9 年度白石市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,876,363 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		635,264
	1 介 護 保 険 料	635,264
2 使 用 料 及 び 手 数 料		50
	1 手 数 料	50
3 国 庫 支 出 金		960,407
	1 国 庫 負 担 金	640,482
	2 国 庫 補 助 金	319,925
4 支 払 基 金 交 付 金		1,041,064
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,041,064
5 県 支 出 金		549,778
	1 県 負 担 金	520,027
	2 県 補 助 金	29,751
6 財 産 収 入		63
	1 財 産 運 用 収 入	63
7 繰 入 金		670,466
	1 一 般 会 計 繰 入 金	559,535
	2 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	110,931
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		19,270
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	11
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	19,258
歳 入	合 計	3,876,363

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		42,144
	1 総務管理費	9,125
	2 徴収費	2,540
	3 介護認定審査会費	30,265
	4 趣旨普及費	214
2 保険給付費		3,570,800
	1 介護サービス諸費	3,210,632
	2 介護予防サービス等諸費	76,291
	3 諸費	3,223
	4 高額介護サービス費	76,194
	5 高額医療合算介護サービス等費	9,720
	6 特定入所者介護サービス等費	194,740
3 地域支援事業費		261,104
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	148,473
	2 一般介護予防事業費	27,559
	3 包括的支援事業・任意事業費	84,703
	4 諸費	369
4 基金積立金		63
	1 基金積立金	63
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		1,251
	1 償還金及び還付加算金	1,251
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	3,876,363

第 3 4 号議案

平成 2 9 年度白石市後期高齢者医療特別会計予算

平成 2 9 年度白石市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 429,660 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		310,500
	1 後期高齢者医療保険料	310,500
2 使用料及び手数料		100
	1 手数料	100
3 繰入金		118,006
	1 一般会計繰入金	118,006
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,053
	1 延滞金、加算金及び過料	50
	2 償還金及び還付加算金	1,000
	3 雑入	3
歳入合計		429,660

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		9,688
	1 総務管理費	7,953
	2 徴収費	1,705
	3 趣旨普及費	30
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		418,871
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	418,871
3 諸支出金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
4 予備費		101
	1 予備費	101
歳出合計		429,660

第35号議案

平成29年度白石市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度白石市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	上水道	簡易水道	合計
1. 給水戸数	13,328 戸	56 戸	13,384 戸
2. 年間総給水量	4,343 千m ³	10 千m ³	4,353 千m ³
3. 一日平均給水量	11,899 m ³	27 m ³	11,926 m ³
4. 主要な建設改良事業			
配水施設整備事業	206,878 千円	0 千円	206,878 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 上水道事業収益	953,459	千円
第1項 営業収益	911,719	千円
第2項 営業外収益	41,739	千円
第3項 特別利益	1	千円
第2款 簡易水道事業収益	859	千円
第1項 営業収益	800	千円
第2項 営業外収益	59	千円
収入合計	954,318	千円

支 出

第1款	上水道事業費用	925,547	千円
第1項	営業費用	877,431	千円
第2項	営業外費用	45,116	千円
第3項	特別損失	1,000	千円
第4項	予備費	2,000	千円
第2款	簡易水道事業費用	3,330	千円
第1項	営業費用	3,319	千円
第2項	営業外費用	10	千円
第3項	特別損失	1	千円
	支出合計	928,877	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額159,772千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,600千円、過年度損益勘定留保資金131,178千円、当年度損益勘定留保資金12,994千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	上水道資本的収入	145,975	千円
第1項	企業債	134,800	千円
第2項	工事負担金	11,175	千円
	収入合計	145,975	千円

支 出

第1款	上水道資本的支出	305,693	千円
第1項	建設改良費	216,596	千円
第2項	企業債償還金	89,097	千円
第2款	簡易水道資本的支出	54	千円
第1項	建設改良費	54	千円
	支出合計	305,747	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債方法	借入利率	償還方法
上水道事業	134,800	普通貸借 又は、 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入する政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | | |
|-----------|--------|----|
| (1) 職員給与費 | 85,665 | 千円 |
| (2) 交際費 | 15 | 千円 |

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち900千円は、次の通り処分するものと定める。

- | | | |
|-----------|-----|----|
| (1) 減債積立金 | 900 | 千円 |
|-----------|-----|----|

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成29年2月23日提出

白石市長 山田 裕一

第36号議案

平成29年度白石市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度白石市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合 計
(1) 処理区域内人口	23,073 人	1,954 人	25,027 人
(2) 年間処理水量	2,503 千m ³	90 千m ³	2,593 千m ³
(3) 1日平均処理水量	6,857 m ³	247 m ³	7,104 m ³
(4) 主な建設改良事業等			
(ア) 管渠整備費 (単独)	26,008 千円	— 千円	26,008 千円
(イ) 管渠整備費 (補助)	76,150 千円	— 千円	76,150 千円
(ウ) 雨水管渠整備費 (補助)	23,050 千円	— 千円	23,050 千円
(エ) 流域下水道負担金	15,026 千円	— 千円	15,026 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息の財源にあてるため、企業債45,200千円を借り入れる。

収 入	
第1款 公共下水道事業収益	985,133 千円
第1項 営業収益	502,914 千円
第2項 営業外収益	482,218 千円
第3項 特別利益	1 千円
第2款 農業集落排水事業収益	190,261 千円
第1項 営業収益	15,138 千円
第2項 営業外収益	175,122 千円
第3項 特別利益	1 千円
収 入 合 計	1,175,394 千円
支 出	
第1款 公共下水道事業費用	861,870 千円
第1項 営業費用	682,174 千円
第2項 営業外費用	175,496 千円
第3項 特別損失	1,200 千円
第4項 予備費	3,000 千円

第2款 農業集落排水事業費用	151,909 千円
第1項 営業費用	119,256 千円
第2項 営業外費用	29,616 千円
第3項 特別損失	37 千円
第4項 予備費	3,000 千円
支 出 合 計	1,013,779 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額324,444千円は当年度損益勘定留保資金324,444千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 公共下水道事業資本的収入	780,883 千円
第1項 企業債	540,800 千円
第2項 補助金	49,500 千円
第3項 分担金及び負担金	2,211 千円
第4項 他会計繰入金	188,372 千円
第2款 農業集落排水事業資本的収入	53,202 千円
第1項 企業債	26,600 千円
第2項 分担金及び負担金	1 千円
第3項 他会計繰入金	26,601 千円
収 入 合 計	834,085 千円

支 出

第1款 公共下水道事業資本的支出	1,062,659 千円
第1項 建設改良費	148,188 千円
第2項 企業債元金償還金	914,471 千円
第2款 農業集落排水事業資本的支出	95,870 千円
第1項 建設改良費	4,105 千円
第2項 企業債元金償還金	91,765 千円
支 出 合 計	1,158,529 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金利子補給補助金 (公共下水道事業)	平成30年度から 平成32年度まで	200
水洗便所改造資金利子補給補助金 (農業集落排水事業)	平成30年度から 平成32年度まで	200

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債方法	借入利率	償還方法
公共下水道事業	66,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以 内(ただ し、利率見 直し方式で 借入する政 府資金及び 地方公共団 体金融機構 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には 、その債権者 と協定するも のによる。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し、又は繰 上償還もしく は低利に借換 えすることが できる。
流域下水道事業	13,500			
公共下水道事業 資本費平準化債(未利用分)	29,300			
流域下水道事業 資本費平準化債(未利用分)	1,900			
公共下水道事業 資本費平準化債(拡大分)	221,700			
流域下水道事業 資本費平準化債(拡大分)	16,200			
公共下水道事業 特別措置分	53,300			
公共下水道事業(借換債) 資本費平準化債(拡大分)	98,900			
流域下水道事業(借換債) 資本費平準化債(拡大分)	29,900			
公共下水道事業(借換債) 特別措置分	40,500			
農業集落排水事業 資本費平準化債(未利用分)	14,000			
農業集落排水事業 資本費平準化債(拡大分)	25,600			
農業集落排水事業(借換債) 資本費平準化債(拡大分)	1,000			

(一時借入金限度額)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 39,700千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業安定のため、白石市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、622,553千円である。

	(公共下水道事業)	(農業集落排水事業)
(1) 一般会計繰入金	468,787千円	153,766千円

平成29年2月23日提出

白石市長 山田 裕一